

# 喜友名会長、仲間・我那覇副会長

## 三役共に再任



発行所 沖縄県軍用地等  
地主会連合会  
那覇市久米2丁目7の3  
発行人 島袋輝夫  
電話 (098)868-6270  
FAX (098)863-0047

長い間、土地連役員として、軍用地諸問題の解決にご尽力をいただいた次の各氏が、任期満了に伴い平成十八年三月三十一日をもって退任しました。  
○上原 繁雄氏(理事)糸満市  
○野原 哲男氏(監事)伊江村

### 理事会

## 任期満了に伴う役員改選

### 監事会

平成十八年三月二十九日の定期総会において、任期満了に伴う理事及び監事の改選について、各地区より推薦があった理事十四人、監事三人が承認された。さらに同年四月一日開催された理事会で会長に喜友名朝昭氏(二期目)、副会長に仲間昌信氏(三期目)・我那覇祥義氏(二期目)が選任された。また、同日開催された監事会で代表監事に長嶺善勇氏(四期目)が選任された。任期は、いずれも平成二十年三月三十一日までの二カ年となっている。



再任された喜友名朝昭氏

### 会長挨拶

去る四月一日の理事会におきまして、はからずも、土地連の会長に再任されました。両肩に懸かる重責をしっかりと受け止め、また、与えられた職責を目に見える形で精一杯果たしていきたいと決意を新たにしております。

さて、今年五月一日に在日米軍再編の合意内容が公表され、新たな基地返還問題が浮上しております。その合意内容は、

沖縄県の過重な基地負担の軽減を図るということから、普天間飛行場の辺野古沿岸部への移設のほか、兵員約八千人とその家族約九千人をグアムに移転し、嘉手納飛行場以南の米軍基地を返還するというものであります。基地返還については、両政府間で取り決められたものであり、私共といたしましても如何し難しいものがあると思いますが、ただ、返還するにしても、その跡地についてはしっかりと手当てしていただきたいし、地主に不安を与えないような措置を国は考えなければいけない。また、私共もその方向で取り組み、訴えていかなければならないと考えております。賃貸料の値上げ問題に

つきましては、役員一丸となって政府との厳しい交渉を重ねてまいりました結果、平成十七年度におき、平成十八年度においても一・〇%増の予算を確保することができました。とはいえ、要求額二・〇七%の半分にも満たない結果に終わり、地主会員の期待に沿うことができず、大変申し訳ないと思っております。

政府との交渉の経過をいかつままで申し上げますと、毎年六月から八月にかけて交渉を行っておりますが、当初においてはゼロ回答、前年度据置を突き付けられたわけでありました。当然その内容では地主会員への説明ができませんし、受け入れるわけにはまいりません。沖縄における軍用地の実



## 「土地連五十年のあゆみ 通史・資料編」発刊

創立五十周年記念事業として、創立五十周年記念事業の一環として記念誌の発刊を進めてきた。記念誌編集にあたっては、これまで「創立五十周年記念誌編集委員会(砂川直義編集委員長)」の下に編集作業を進めてきたところであるが、平成十六年三月に発刊した新聞集成編I、II

に次いで、このたび「土地連五十年のあゆみ 通史・資料編」を発刊した。本書は、B5版、一、〇〇八頁でまとめ、「通史編」「資料編」に大別した。

通史編は軍用地問題の変遷について、「講和条約発効から本土復帰まで」、「本土復帰以後」及び「復

帰以後の事業活動」に区分し、テーマ毎に執筆した原稿に基づき収録した。また、回想として、「軍用地諸問題を語る」及び「軍転特措法成立とその経緯を語る」というテーマの座談会及び対談の内容を収録した。資料編は、法令、決議文・要請書等、名簿、軍用地等賃貸借料単価表、統計等、土地連会報(縮小版)、写真、年表を収録した。なお、収録年代は土地連三十年のあゆみに収録した年代以後とし

た。(今回新たに収録した「写真」一九四五年頃から二〇〇三年十二月までを除く。) 通史・資料編は、七〇〇部を印刷し、県内市町村、地主会をはじめ、国県の機関及び土地連関係者に無償で配布していくことになっている。なお、この通史・資料編の発刊をもって、創立五十周年記念事業は全て完了した。特別なご高配を賜りました関係者皆様に深く感謝申し上げます。

## 選任された理事及び監事

任期：平成18年4月1日から平成20年3月31日まで

	理事 安慶名 全良 うるま市		理事 又吉 信一 宜野湾市		理事 屋良 政信 読谷村		理事 宮城 國男 浦添市
	理事 伊佐 常助 北中城村		理事 恩納村 忠茂		理事 東 肇 宜野座村		理事 金城 重正 那覇市
	代表監事 長嶺 善勇 那覇市		監事 濱比嘉 勇 沖縄市		監事 大城 松勇 名護市		副会長 我那覇 祥義 沖縄市
	理事 小谷 榮三 佐敷町		理事 龜島 進 嘉手納町		理事 比嘉 常俊 沖縄市		副会長 仲間 昌信 那覇市
	理事 佐敷町 榮三		理事 那覇市 昌信		理事 那覇市 昌信		副会長 金城 重正 那覇市





# キャンプ桑江北側地区

## 特定跡地給付金

### 短すぎる一年六月 今後の返還跡地に影響

平成十五年三月三十一日に返還されたキャンプ桑江北側地区等に係る「特定跡地給付金」の支給期間については、沖縄振興特別措置法の政令で定められていることになっていることから、その窓口である那覇防衛施設局に要請。特に平成十七年九月及び平成十八年一月には北谷町軍用地等地主会とともに上京して、「当該地域が使用かつ収益が得られるまでの期間」とする措置を防衛施設局、財務省など関係省庁へ要請してきた。



要請にあたっては、①地権者への土地引渡し(平成十六年九月三十日)後においても油臭土壌の検出や不発弾が発見されていること。②国が原状回復措置の一環として実施した調査は、聞き取り調査等に基づくポイント調査であり、全対象地のわずか数%であること。③原状回復とは、返還跡地の油臭土壌や不発弾を完全に処理し、地権者に不安かつ不利益を生じさせない状態に復すべきものであることなどを強く訴えてきた。しかしながら最終的には、原状回復に要した期間、すなわち国が占有していた期間の「一年六月」が定められた。結果的に、国との間に

「給付金」のように必ずしも支給されるとは限りません。概ね次の支給要件を満たしていることが前提になります。

○返還の翌日から引き続き三年を超えて当該土地を使用せず、かつ、収益していないこと。

○大規模跡地は三〇〇坪以上でその土地が一回の土地であること。特定跡地は五坪以上であること。

○内閣総理大臣による大規模跡地又は特定跡地の指定を受けていること。

このように、「給付金」と「大規模・特定跡地給付金」は、支給する窓口は同じでもその根拠となる法律は異なります。

また、支給額は返還時の賃貸料相当額が支給されることとなりますが、支給対象期間は大きく異なります。「給付金」が最長三年間であるのに対して、「大規模・特定跡地給付金」は返還された区域ごとに支給期間が定められることとなります。

去る平成十五年三月三十一日に返還された、キャンプ桑江北側地区に係る「特定跡地給付金」は、一年六月の支給期間が定められました。これは、

まず、基地の返還を受けた地主が、返還の翌日から土地を使用せず、かつ、収益していないときは、三年を超えない期間内で「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置法(軍転特措法)第八条による「給付金」が支給されます。この「給付金」は、前述の要件を満たしていれば地主全員が支給の対象になります。

一方、「大規模・特定跡地給付金」の場合は、「沖縄振興特別措置法」第一〇三条及び一〇四条により支給されるものですが、

## 土地連共済会会員加入受付中!!

### 共済資金融資申込随時受付

この融資制度は、軍用地等地主の生活の安定と福利の増進に寄与することを目的とした制度で、軍用地等地主の必要な資金確保の円滑化を図るための長期で低利の融資となっております。なお、当連合会及び各地主会は「融資あっせん」の手続き業務を行なうこととなりますが、融資貸付けの最終的な決定は各金融機関になります。

- 融資対象  
土地連共済会会員又はその配偶者及び一親等の続柄の者(重複貸付は認めない)。
- 融資申込手続  
各地主会の窓口にて随時受け付けておりますが、新しく会員として加入される方は「共済拠出金」を拠出していただくこととなります。

1 融資限度	最高額1,000万円
2 期間	15年以内
3 利率	長期プライムレート適用+α(年2回金利見直し)
4 担保	当該軍用地及びその他
5 保証人	原則として不要
6 償還方法	月賦払・半年賦払・年賦払

※融資実行の際は借入額の1,000分の1.5(融資事務取扱手数料)を徴収します。  
※詳しくは各所属地主会、又は連合会(098)868-6270にお問い合わせ下さい。

- 融資あっせん申込みから融資実行まで約1ヵ月から2ヵ月半の期間を要します。

#### <取扱金融機関>

- ◎琉球銀行 ◎沖縄銀行 ◎沖縄海邦銀行 ◎コザ信用金庫 ◎沖縄県農業協同組合

## 個人情報保護法

平成17年4月1日全面施行

### 個人情報の取扱について

#### <基本方針>

当連合会は、個人情報の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律の規定にしたがって、個人情報の安全管理に務め、必要な保護措置を講じたうえで取り扱っていくことといたします。

- 1 個人情報の収集  
当連合会の目的達成及び事業活動を推進するため、以下の個人情報を収集します。  
・氏名、住所、電話番号、生年月日、職業、地主会名等
- 2 個人情報の利用目的  
(1)「土地連会報」及び通知書等の郵送のため  
(2)共済事業に係る会員管理及び金融機関への共済資金融資あっせん等円滑な事務手続きを行うため  
(3)賃貸料の請求・受領及び支払のため
- 3 個人情報の第三者への提供  
(1)提供する第三者の範囲  
市町村地主会及び金融機関  
(2)第三者への提供内容  
上記1のとおり

※個人情報は、事業活動の範囲を超えて収集し利用しません。  
※会員は本人の個人情報に関して開示、訂正等を求めることができ、当連合会は本人確認のうえ利用目的に支障のない範囲内においてこれに応じます。

### 【十月】

- 一三日▼監事会開催
- 二二日▼那覇防衛施設局から「平成十八年度予算概算要求について」の説明会
- 二六日▼監事会開催(会計に係る中間監査、〜二七日)
- 二九日▼日米安全保障協議委員会、在日米軍再編協議の中間報告を承認
- 三一日▼会館建設調査検討委員会開催(八回)

### 【十一月】

- 一日▼理事会開催(九回)
- 二四日▼県企業局へ平成十八年度賃貸料増額要請
- 二五日▼会館建設調査検討委員会開催(九回)
- 七日▼理事会開催(十回)
- 一二日▼会館建設調査検討委員会開催(十回)
- 一九日▼正副会長、平成十八年度賃貸料予算内示対応のため上京(〜二一日)
- 二〇日▼平成十八年度賃貸料予算内示(前年度対比・〇%増)

### 平成十八年

- 一七日▼仲村衆院議員とキャンプ桑江北側跡地等に係る特定跡地給付金支給期間問題で意見交換
- 一九日▼那覇防衛施設局から特定跡地給付金支給期間「二年六月」(キャンプ桑江北側跡地)の説明を受ける
- 二〇日▼理事会開催(十一回)
- 二二日▼正副会長、北谷町地主会とともに特定跡地給付金支給期間の延長要請のため上京(〜二四日)
- 二四日▼会館建設調査検討委員会開催(十一回)
- 二五日▼県知事公室長と米軍再編問題等で意見交換
- 二七日▼理事会開催(十二回)
- 二七日▼地主会正副会長会開催、新年交換会開催

### 【二月】

- 一四日▼業務監査
- 一五日▼理事会開催(十三回)
- 二二日▼地区別代議員会開催(南部地区・二二日、中部地区・二三日、北部地区・二四日)
- 二八日▼会館建設調査検討委員会開催(十二回)
- 二八日▼沖縄県人材育成財団へ二百万円寄附
- 六日▼沖縄県社会福祉協議会へ車いす四八台寄贈
- 九日▼創立五十周年記念誌編集委員会開催(十八回)
- 一三日▼理事会開催(十四回)
- 一七日▼理事会開催(十五回)
- 二四日▼会館建設調査検討委員会開催(十三回)
- 二九日▼第七四回定期総会開催